

# オープン型外貨定期預金

2018年10月1日現在適用中

1. 商品名	・オープン型外貨定期預金																						
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま																						
3. お預け入れ期間	<p>・1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年の定型方式（下記4種類）または、1日以上1年以内の満期日指定方式（期日支払型・自動解約型のみ）</p> <p>・自動継続方式（元利継続型・元金継続型）・期日支払型・自動解約型のお取扱となります。</p> <p>元利継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。</p> <p>元金継続型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息は、あらかじめ指定された当座預金・普通預金（利息円転）・外貨普通預金（利息外貨転）に入金します。</p> <p>期日支払型：元利金を満期日以後に一括してお支払します。</p> <p>自動解約型：元利金をあらかじめ指定された当座預金・普通預金・外貨普通預金に入金します。</p>																						
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<p>・一括お預け入れいただきます。</p> <p>・100通貨単位（100米ドル）。</p> <p>・1補助通貨単位（1セント）。</p> <p>・米ドル</p>																						
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払戻しいたします。																						
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<p>・お預入時の金利を満期日まで適用します。期日支払型の満期日以後の金利は、解約日における外貨普通預金と同一の利率を適用します。金利については窓口にてご確認ください。</p> <p>・満期日以降に一括して払戻しいたします。</p> <p>・付利単位を原則1補助通貨単位（1セント）とした1年を365日とする単利日割計算をします。</p> <p>・利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（2037年12月31日まで、復興特別所得税が付加されることにより、国税15.315%、地方税5%）として課税されます。（非居住者のお客さまは地方税はかかりません。）</p> <p>・利息はマル優の対象外です。</p>																						
7. 手数料	<p>・お預入・お引出し方法により、手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <table border="1" data-bbox="454 1429 1497 2161"> <thead> <tr> <th></th> <th>お預入・お引出し方法</th> <th>手数料・金利等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">お預入</td> <td>円の現金でのお預入 円預金からのお振替</td> <td>円をドルにする際には手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。TTSレートには、為替手数料（1米ドルあたり1円）が含まれています。（注1）</td> </tr> <tr> <td>米ドル現金でのお預入（注2）</td> <td>外国通貨取扱手数料 1米ドルにつき2円</td> </tr> <tr> <td>ご本人の外貨預金からのお振替</td> <td>手数料はありません。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨からのお振替は取扱いしておりません。</td> </tr> <tr> <td>到着した外貨建送金のお預入 手形・小切手の取立代金のお預入 輸出手形取立代金のお預入</td> <td>直接外貨定期預金への預入は、お取扱しておりません。いったん外貨普通預金に入金した後、お振替をお願いいたします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">お引き出し</td> <td>円の現金でのお引出 円預金へのお振替</td> <td>ドルを円にする際には手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。TTBレートには、為替手数料（1米ドルあたり1円）が含まれています。（注1）</td> </tr> <tr> <td>米ドル現金でのお引出（注2）</td> <td>外貨定期預金の解約元利金を直接外貨現金でお渡しする取引は行っておりません。いったん、解約元利金を外貨普通預金に入金してからのお取扱になります。</td> </tr> <tr> <td>ご本人の外貨預金へのお振替</td> <td>手数料はありません。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨へのお振替は取扱いしておりません。</td> </tr> <tr> <td>外貨建送金に利用されるお引出 輸入決済に利用されるお引出</td> <td>いったん、解約元利金を外貨普通預金に入金してからのお取扱になります。</td> </tr> </tbody> </table>			お預入・お引出し方法	手数料・金利等	お預入	円の現金でのお預入 円預金からのお振替	円をドルにする際には手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。TTSレートには、為替手数料（1米ドルあたり1円）が含まれています。（注1）	米ドル現金でのお預入（注2）	外国通貨取扱手数料 1米ドルにつき2円	ご本人の外貨預金からのお振替	手数料はありません。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨からのお振替は取扱いしておりません。	到着した外貨建送金のお預入 手形・小切手の取立代金のお預入 輸出手形取立代金のお預入	直接外貨定期預金への預入は、お取扱しておりません。いったん外貨普通預金に入金した後、お振替をお願いいたします。	お引き出し	円の現金でのお引出 円預金へのお振替	ドルを円にする際には手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。TTBレートには、為替手数料（1米ドルあたり1円）が含まれています。（注1）	米ドル現金でのお引出（注2）	外貨定期預金の解約元利金を直接外貨現金でお渡しする取引は行っておりません。いったん、解約元利金を外貨普通預金に入金してからのお取扱になります。	ご本人の外貨預金へのお振替	手数料はありません。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨へのお振替は取扱いしておりません。	外貨建送金に利用されるお引出 輸入決済に利用されるお引出	いったん、解約元利金を外貨普通預金に入金してからのお取扱になります。
	お預入・お引出し方法	手数料・金利等																					
お預入	円の現金でのお預入 円預金からのお振替	円をドルにする際には手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。TTSレートには、為替手数料（1米ドルあたり1円）が含まれています。（注1）																					
	米ドル現金でのお預入（注2）	外国通貨取扱手数料 1米ドルにつき2円																					
	ご本人の外貨預金からのお振替	手数料はありません。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨からのお振替は取扱いしておりません。																					
	到着した外貨建送金のお預入 手形・小切手の取立代金のお預入 輸出手形取立代金のお預入	直接外貨定期預金への預入は、お取扱しておりません。いったん外貨普通預金に入金した後、お振替をお願いいたします。																					
お引き出し	円の現金でのお引出 円預金へのお振替	ドルを円にする際には手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。TTBレートには、為替手数料（1米ドルあたり1円）が含まれています。（注1）																					
	米ドル現金でのお引出（注2）	外貨定期預金の解約元利金を直接外貨現金でお渡しする取引は行っておりません。いったん、解約元利金を外貨普通預金に入金してからのお取扱になります。																					
	ご本人の外貨預金へのお振替	手数料はありません。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨へのお振替は取扱いしておりません。																					
	外貨建送金に利用されるお引出 輸入決済に利用されるお引出	いったん、解約元利金を外貨普通預金に入金してからのお取扱になります。																					

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記手数料に消費税はかかりません。</li> <li>(注1) TTS レートとは、当行がお客さまに外貨を売る場合に使用するレートのこと で、<u>基準となるレートに為替手数料(米ドルの場合1米ドルあたり1円)を 加えたものです。</u></li> <li>TTB レートとは、当行がお客さまから外貨を買う場合に使用するレートのこと で、<u>基準となるレートから為替手数料(米ドルの場合1米ドルあたり1円) を差し引いたものです。</u></li> <li>(注2) 米ドル現金でのお預入・お引出しは、外貨両替取扱店の店頭でのみ、お取扱し ております。ただし、ご預金の通貨と異なる外貨預金でのお預入・お引出し は取扱いしておりません。</li> </ul>
8. 付加できる 特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ございません。</li> </ul>
9. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1口1万ドル以上の外貨定期預金については、満期日の2営業日前までに為替予約 を締結することにより、満期日の受け取り円貨額を事前に確定することができます。 (この場合、締結した為替予約を使用し、満期日に解約することが条件となります。)</li> <li>・預金保険の対象ではありません。</li> <li>・外貨定期預金は、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、あらかじめ 預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件 としている預金です。</li> <li>・円を外貨にする際(預入時)及び外貨を円にする際(引き出し時)は手数料(米ド ルの場合1米ドルあたり1円)がかかります。(お預入時およびお引き出し時には、 手数料分を含んだ為替相場である当行所定の TTS レート(預入時) TTB レート(引 出時)をそれぞれ適用します。)</li> <li>・したがって、為替相場の変動が無い場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり 2円)がかかるため、お受取の外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円 貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</li> <li>・外貨定期預金は、原則として中途解約できませんが、やむをえない事情により100 万ドル以上の外貨定期預金を中途解約する場合には、中途解約手数料がかかります。 そのため、100万米ドル以上の外貨定期預金の中途解約の場合、中途解約手数料の 金額が中途解約利息を上回る場合には、差し引き後の残額が当初預入元本金額を下 回り、元本割れするリスクがあります。</li> <li>・満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における外貨普通預金利率により 計算します。</li> <li>・為替差益は「雑所得」として総合課税の対象となります。 (ただし、年収2千万円以下の給与所得者で為替差益を含めた給与以外の所得が年間 20万円以下の場合には申告不要です。)</li> <li>・為替差損が生じた場合、雑所得から控除することができます。(他の所得との損益 通算はできません。)</li> <li>・ご預金の通貨と異なる外貨との取引は取扱いしておりません。</li> </ul>
10. 当行の商号	株式会社 青森銀行 青森県青森市橋本1丁目9番30号

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--